

◆使用料見直し調書

所管部課名	文化課
使用料名称	旧堀田邸及び武家屋敷の施設使用料 旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の撮影使用料
徴収根拠 (法律、条令等)	旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例

【単価の積算(平成29～令和元年度平均)】

				A+B+C
A 人件費(円)	B 物件費(円)	C 減価償却費(円)	D 総コスト(円)	
7,978,122	29,489,706	529,232	37,997,060	
E 延べ床面積(m ²)	F 1日あたりの使用時間	G 年間使用可能日数	H 年間使用可能時間(h)	G m ² ・時間単価
1,300	8	307	2,456	11.900
				D/E/H

【理論上の使用料の積算】

		G	H	I	J(G*H*I)	K	L(J*K)	M	Mの1.5倍を上限	
貸室等の種類		単価	面積	貸出時間	使用料原価	受益者負担率	計算上使用料	現料金	改定案	改定率
①-1	旧堀田邸座敷棟	11.9	323.00	8.00	30,749	50%	15,374	3,950	5,500	139.2%
①-2	旧堀田邸居間棟	11.9	218.00	8.00	20,753	50%	10,376	4,270	6,000	140.5%
①-3	武家屋敷旧河原家住宅	11.9	129.00	8.00	12,280	50%	6,140	5,420	6,000	110.7%
①-4	武家屋敷旧但馬家住宅	11.9	140.00	8.00	13,328	50%	6,664	5,760	6,500	112.8%
①-5	武家屋敷旧武居家住宅	11.9	76.00	8.00	7,235	50%	3,617	2,860	3,500	122.4%
②-1	旧堀田邸撮影使用料	35.7	541.00	1.00	19,311	100%	19,311	17,600	19,000	108.0%
②-2	順天堂記念館撮影使用料	35.7	205.00	1.00	7,317	100%	7,317	7,750	7,000	90.3%
②-3	武家屋敷撮影使用料(3棟)	35.7	345.00	1.00	12,315	100%	12,315	9,950	12,000	120.6%

※撮影使用料については、営利かつ市外の利用であることから、営利+市外で計20割増の単価としています。

◆使用料見直し調書(個人利用施設等)

所管部課名	文化課
使用料名称	武家屋敷入館料／旧堀田邸入館料／佐倉順天堂記念館入館料／3館共通券入館料
徴収根拠 (法律、条令等)	旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例

【単価の積算(平成29～令和元年度平均)】

		(A+B+C)		(D/E)	
A 人件費(円)	B 物件費(円)	C 減価償却費(円)	D 総コスト(円)	E 年間利用者数又は年間利用者延べ時間数(理論値)	F 原価(円)
7,978,122	29,489,706	529,232	37,997,060	73,617	516

【使用料の積算】

		F*G		Mの1.5倍を上限		
種別	F 原価(円)	G受益者負担率	H 計算上使用料	I 現料金	改定案	改定率
(3館平均)	516	50%	258	-	-	-
旧堀田邸入館料	-	-	351	320	350	109.4%
佐倉順天堂記念館入館料	-	-	143	100	100	100.0%
武家屋敷入館料	-	-	281	210	250	119.0%
3館共通券入館料	-	-	700	540	600	111.1%

※3館共通券入館料の理論上使用料は、3館の新料金の合計としています。新料金は、割引後新料金となります。